

尾張旭市監査公表第11号

令和6年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月4日付け5財第115号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

総務部財政課

監査の指摘事項	措置状況
液化石油ガスの購入において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。	随意契約の内容の公表漏れが無いのか、担当者だけでなく係長も適宜確認するなど、適切な事務を行うよう徹底します。